

平成 27 年度

**健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書**

富良野市監査委員

富 監 第 29 号

平成 28 年 8 月 19 日

富良野市長 能 登 芳 昭 様

富良野市監査委員 宇佐見 正 光

富良野市監査委員 渋谷 正文

平成 27 年度 富良野市一般会計・特別会計及び公営企業会計
健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、平成 27 年度富良野市一般会計・特別会計及び公営企業会計の健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、その意見を提出します。

平成 27 年度富良野市各会計決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

I 健全化判断比率審査

1. 審査の対象

平成 27 年度富良野市各会計決算に基づく健全化判断比率

2. 審査の期間

平成 28 年 7 月 25 日から平成 28 年 8 月 10 日まで

3. 審査の方法

健全化判断比率の審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4. 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令の規定に従って適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成 27 年度	平成 26 年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	13.71
② 連結実質赤字比率	—	—	18.71
③ 実質公債費比率	7.8	8.3	25.0
④ 将来負担比率	46.1	54.6	350.0

(注) 比率が算定されない(負の値)場合は、「—」の表示。

①、②の早期健全化基準は、平成 27 年度富良野市の財政規模に応じた基準である。

(1) 個別結果

全ての比率において、早期健全化基準未滿となっている。

なお、詳細は付表1のとおりである。

① 実質赤字比率について

平成27年度は黒字決算となっている。

② 連結実質赤字比率について

平成27年度は黒字決算となっている。

③ 実質公債費比率について

平成27年度の実質公債費比率は7.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。

また、前年度と比較すると0.5ポイント好転している。

④ 将来負担比率について

平成27年度の将来負担比率は46.1%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っている。

また、前年度と比較すると8.5ポイント好転している。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

II 資金不足比率審査

1. 審査の対象

(1) 公営企業法適用

平成 27 年度富良野市水道事業会計決算に基づく資金不足比率

平成 27 年度富良野市ワイン事業会計決算に基づく資金不足比率

(2) 公営企業法非適用

平成 27 年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計決算に基づく資金不足比率

平成 27 年度富良野市公共下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率

平成 27 年度富良野市簡易水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率

2. 審査の期間

平成 28 年 7 月 25 日から平成 28 年 8 月 10 日まで

3. 審査の方法

資金不足比率の審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4. 審査の結果

審査に付された下記の会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令の規定に従って適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

会 計 名		平成 27 年度 資金不足比率	経営健全化基準
公営企業法 適 用	水道事業会計	—	20.0
	ワイン事業会計	—	20.0
公営企業法 非 適 用	公設地方卸売市場事業特別会計	—	20.0
	公共下水道事業特別会計	—	20.0
	簡易水道事業特別会計	—	20.0

(注) 資金不足比率について、比率が算定されない(資金不足額がない)場合は「—」の表示。

(1) 個別結果

公営企業法適用の水道事業会計及びワイン事業会計は、資金不足比率がいずれも負の値で資金不足は生じていない。

さらに、公営企業法非適用の3事業特別会計についても、資金不足は生じていない。
なお、詳細は付表2のとおりである。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

Ⅲ 審査意見

平成27年度の健全化判断比率及び資金不足比率の各比率は、早期健全化基準を大きく下回るとともに、公営企業会計においても資金不足額は生じていない。

そのため、前年度に引き続き良好な財政運営が堅持されていることを確認した。

特に、平成27年度は「第5次富良野市総合計画」前期基本計画の最終年度であり、長期的視点に立った学校施設や公営住宅の整備・市街地再開発事業・認可保育所再編事業・山部診療所開設・富良野市農業担い手育成センター開設など、市民の生活や医療・福祉・教育・農業などに効率的・効果的な公共事業を推進してきたことは、高く評価するところである。

今後は、「第5次富良野市総合計画」後期基本計画等の推進に向け、将来的な財政収支の試算を行い、市民サービスの維持・向上と身の丈に合った財政運営を図りながら、具体化している事業等の着実な執行を期待するものである。

健全化判断比率分析表

健全化判断比率	比率 (%)	算式
実質赤字比率	—	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (▲174,563千円)}}{\text{標準財政規模 (8,149,232千円)}} \times 100 = \text{▲2.14\%}$ <p style="text-align: right;">負の値は黒字を示す</p>
連結実質赤字比率	—	$\frac{\text{一般会計・特別会計の実質収支額 (▲284,949千円)} + \text{企業会計の資金不足(剰余)額 (▲1,609,490千円)}}{\text{標準財政規模 (8,149,232千円)}} \times 100 = \text{▲23.24\%}$ <p style="text-align: right;">負の値は黒字を示す</p> <p>※ 企業会計とは公営企業法適用企業（水道事業・ワイン事業）及び公営企業法非適用企業（公設地方卸売市場事業・公共下水道事業・簡易水道事業）である。</p>
実質公債費比率	7.8	$\frac{\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金 (1,633,909千円)} - \text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (1,117,821千円)}}{\text{標準財政規模 (8,149,232千円)} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (957,637千円)}} \times 100 = 7.2\%$ <p>上記の3ヵ年平均値 7.8%（平成25年度 8.4%・平成26年度 7.8%・平成27年度 7.2%）</p>
将来負担比率	46.1	$\frac{\text{将来負担額 (19,402,677千円)} - \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額 (16,083,449千円)}}{\text{標準財政規模 (8,149,232千円)} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (957,637千円)}} \times 100 = 46.1\%$

※ 比率が算定されない（負の値）場合は「—」の表示。標準財政規模の額には臨時財政対策債発行可能額を含む。

資 金 不 足 比 率 分 析 表

会 計	比率 (%)	算 式
水道事業会計	—	$\frac{\text{資金の不足額} = \text{流動負債の額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 (36,328千円)} - \text{流動資産の額 (485,308千円)}}{\text{事業の規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額 (355,211千円)}} \times 100 = \text{資金不足なし (負の値(▲126.3\%))}$
ワイン事業会計	—	$\frac{\text{資金の不足額} = \text{流動負債の額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 (37,447千円)} - \text{流動資産の額 (1,170,762千円)}}{\text{事業の規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額 (386,330千円)}} \times 100 = \text{資金不足なし (負の値(▲293.3\%))}$
公設地方卸売市場事業特別会計	—	$\frac{\text{資金の不足額} = \text{繰上充用額} + \text{支払繰延額} \cdot \text{事業繰越額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高 (0円)}}{\text{事業の規模} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額 (15,805千円)}} \times 100 = \text{資金不足なし (0の値)}$
公共下水道事業特別会計	—	$\frac{\text{資金の不足額} = \text{繰上充用額} + \text{支払繰延額} \cdot \text{事業繰越額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高 (0円)}}{\text{事業の規模} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額 (303,570千円)}} \times 100 = \text{資金不足なし (0の値)}$
簡易水道事業特別会計	—	$\frac{\text{資金の不足額} = \text{繰上充用額} + \text{支払繰延額} \cdot \text{事業繰越額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高 (0円)}}{\text{事業の規模} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額 (39,850千円)}} \times 100 = \text{資金不足なし (0の値)}$

※ 比率が算定されない（資金不足額がない）場合は「—」の表示。